明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一

〔公　告〕
諸事項
裁判所
破産、免責、再生関係　九
特殊法人等
西日本高速道路株式会社料金の額及び徴収期間の変更、税理士登録者・証票無効・登録抹消、日本弁護士連合会弁護士名簿登録・登録換え・登録取消し・氏名変更・職務上の氏名の使用・廃止・記章紛失・外国法事務弁護士名簿の登録・登録取消し・記章紛失関係　五五
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人関係　五六
会社その他
会社決算公告　六〇

官庁報告

官庁事項

貸金業法（昭和五十八年法律第三十二号）第三十三条第二項の規定により、日本貸金業協会より次の内容の届出があったので、同法第四十一条の十二第四号の規定により公示する。

平成二十九年六月二十日

金融庁長官　森　信親

貸金業法第三十三条第二項後段の協会の規則の変更

紛争解決等業務に関する細則

第1章　総則
第2章　貸金業相談・紛争解決センターの組織
第3章　手続実施基本契約
第4章　苦情処理手続
第5章　紛争解決手続
第6章　協力の要請
第7章　相談
第8章　負担金、手数料及び費用
附則

第1章　総則

（趣旨）

第1条　紛争解決等業務に関する細則は、紛争解決等業務に関する規則（以下「規則」という。）の規定に基づき及び同規則を実施するため必要な事項を規定することをその趣旨とする。

（用語）

第2条　この細則において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、規則において使用する用語の例による。

第2章　貸金業相談・紛争解決センターの組織

（消費者団体）

第3条　規則第10条第2項第3号の消費者団体とは、以下の各号のいずれかに該当する者をいう。

(1)　独立行政法人国民生活センター

(2)　一般財団法人日本産業協会

(3)　一般財団法人日本消費者協会

(4)　消費者契約法（平成12年法律第61号）第13条に定める認定を受けた団体

(5)　前各号に掲げるもののほか、消費者基本法（昭和43年法律第78号）第8条に掲げる活動の実績を有する団体

（経済団体）

第4条　規則第10条第2項第5号の経済団体とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

(1)　日本商工会議所

(2)　一般社団法人日本経済団体連合会

(3)　公益社団法人経済同友会

(4)　前各号に掲げるもののほか、営利企業又はその経営者を会員とする団体であって会員資格を特定の地域の者に限定していないもの

（特別の利害関係）

第5条　規則第15条第3項の特別の利害関係がある場合とは、委員としての地位を離れた別個の利害関係を有する場合をいう。